



津山っ子はぐみQ&A

今月のポイント - 「喫煙しない」意識付け-

Q 青少年の喫煙を防止するためにはどうしたらいいですか？

A 喫煙はがんや心臓病、呼吸器疾患などの危険性を高めるほか、ニコチンによる依存症があることはよく知られています。こうした影響は、若年から喫煙すればするほど影響を受けやすく、いったんニコチン依存症に陥ってから禁煙しようと努力しても、それは容易なことではありません。まず、吸わせないための教育が大切です。

青少年が喫煙を始めるきっかけになったり、喫煙に興味を持つのは、友人や家族など周りの人間やマスメディアの影響が大きいといわれています。家庭において、喫煙をさせないように努めるとともに、喫煙の誘惑にうまく対処する方法や、喫煙することによって生じる害について教えてあげてください。一方的に教え込むのではなく、家族で喫煙について話し合ってみてはどうでしょうか。「自分は喫煙しない」という意志を持つことが大切なのです。

学校でも喫煙に関する健康教育が行われていますが、家庭や地域においても喫煙しにくい環境づくりに努めていただくようお願いいたします。



津山市青少年育成センター
市役所東庁舎3階 31-8650

家族のこと、友だちのこと、
青少年の悩みごと、ご相談ください

食育通信

Vol.23

津山市食育推進
キャラクター
「しよたん」



幼稚園での食育活動



▲ハッピーランチ



▲子ども料理教室

毎月19日は食育の日

問い合わせ先

田邑幼稚園 28・0647

楽しそうに取り組んでいるね。おいしくできたかな？



幼稚園では、保護者や地域の関係団体などと連携して、食育に関するさまざまな事業を展開しています。

田邑幼稚園では、家庭で作ったお弁当を友だちや先生と一緒に楽しく食べていますが「給食のようにみんなと同じものを食べる経験もさせたい」という保護者の希望から、学期に1回、19日の食育の日に合わせ「ハッピーランチ」を始めました。

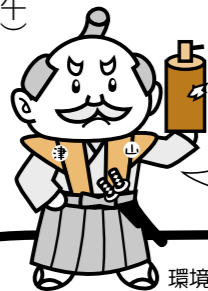
ハッピーランチでは、保護者が調理し、みんなで会食をします。園内のハッピー農園で子どもたちが栽培した旬の野菜が取れたときには、調理に使用し、野菜を育てる楽しさ、食べる楽しさを親子で共有しています。

田邑幼稚園主催で行った幼児や小学生を対象とした「子ども料理教室」では、美作大学栄養学科生に指導してもらいながら「自分たちで料理しよう」とする意欲が見られ、子どもたちにとってとても良い体験となりました。

また、地域の愛育委員・栄養委員主催の行事にも招待され、地区の保育園や親子クラブの皆さんとも交流を深めています。次世代を担う田邑っ子の健康は、家庭のみでなく、地域の力・知恵を借りて守り育てるものであると信じて、これからも食育に取り組んでいきます。

問い合わせ先 環境事業所 22・8255

- ・ウエストランド
 - ・ジャスコ津山店
 - ・ニシナ小原店
 - ・市役所駐車場南側
 - ・リユースプラザ津山「くるくる」
 - ・青空リサイクルプラザ
- (午前9時～正午)
- ・ハッピーマート東一宮店駐車場 (毎月第1・3日曜日)
 - ・カインズホーム津山店駐車場 (毎月第2土曜日)
 - ・ウエストランド駐車場 (毎月第2・4日曜日)



スプレー缶には
穴を開けると
いけません！

スプレー缶には
必ず穴を開けて！

今年6月に1件、さらに9月には2件もゴミ収集車の火災事故が起きました。昨年度も同様の事故が4件も起きています。

原因は、スプレー缶に残っていたガスだと思われる。ごみ収集の作業員がけがをする恐れもあり、大変危険です。カセットボンベだけでなく、殺虫剤、ヘアスプレー、ガラスクリーナーなども可燃性ガスが入っているので危険です。

スプレー缶は、**使い切って、屋外で穴を開けてから**、資源物の「缶」として出してください
(勝北地域の人は「小型不燃ごみ」として出してください)。

また、次の場所でも引き取ります。

送り付け商法にご用心！

「活きのいいカニが入荷したんですよ！カニはお好きですか？」業者から突然の電話。「はい、好きですが…」そう答えただけなのに「毎度ありがとうございます。早速送らせていただきます」という返事。申し込んだ覚えもないのに、このままカニが送られてきたら、どうすればいいのでしょうか？

これは、ネガティブオプション(送り付け商法)という悪質商法の一つです。契約の成立には業者と消費者との間で売買の意思の一致がなくてはなりません。この場合は消費者が契約の意思表示をしていないので、契約が成立しているとはいえません。従って、一方的に送付された商品の購入義務はありません。では、具体的にそのようなことが起こったらどうすればよいのでしょうか。

まず、消費者に契約の意思がないのに勝手に送り付けられてきた場合は受け取りを拒否してください。

もし、受け取ってしまった場合は業者
に引き取りに来よう請求し、請求した日から7日間(引き取り請求をしていない場合は最大14日間)保管しましょう。その後は勝手に処理してもよいことになっています。返送する場合には、送料は業者負担となります(着払いで対応)。業者から送料を請求されても負担する必要はありません。

ただし、代引きなどで「家族の誰かが注文したのだろう」とうっかり支払った場合は、カニなどの生鮮食料品はクーリング・オフの対象外なので無条件解約できません。しかし、契約までのいきさつに錯誤や不実告知などがあれば、支払ったお金を取り戻せる可能性があります。あきらめないでご相談ください。



困ったときの相談先 市民相談室 32-2057
土・日曜日は、県消費生活センター 086-226-0999